

枚方鳥獣保護区の設定について

1 概要

枚方東部には、棚田などの農耕地、ため池、雑木林など様々な環境が組合わされた里山が広がっており、森林性の鳥獣の貴重な生息地となっている。

雑木林にはノスリやオオタカなどの猛禽類が、農耕地やため池ではクイナやヤマシギなど希少な鳥類が観察されている。

2 鳥獣保護区の設定

根拠法令

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第 28 条第 1 項

時 期

第10次鳥獣保護事業計画（平成19年4月1日から平成24年3月31日）に基づき平成20年度に指定する。

関係先と調整も順調に進んでおり、平成20年3月に環境審議会野生生物部会の諮問・答申、平成20年5月に環境審議会への報告を経て指定（大阪府公報に告示）。

区 域

枚方市、交野市の境界線と第二京阪道路の交点を起点とし、同道路を北々東進し枚方市、京都府京田辺市の境界線に至る線より東南方向のすべての枚方市域

期 間

平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

面 積

約 1 , 0 8 0 ha

3 制限内容

銃による狩猟はもとより、わなや網による野生鳥獣の捕獲ができない。府が営巣及び給餌等の施設を設置する場合に、土地や木竹の所有者等は拒むことができない。（法第 28 条第 11 項）

府は鳥獣保護区内に標識を設置する（法28条9項で準用する法15条13項）

4 枚方東部地区で確認された野生鳥獣

獣類・・・ノウサギ、キツネ、タヌキ他

鳥類・・・97種の野鳥（環境省の絶滅危惧類に指定されているオオタカ、サンショウクイの生息も確認）